

NO	質問	回答
1	認定のための事前相談は土日も対応していますか	事前相談は、横浜市の開庁日でお願いします。事前相談を希望される場合は、まずは電話にてご相談ください。
2	最初の事前相談から認定までにかかる期間はどれくらいでしょうか。また、認定までは市の担当者と複数回打合せをする必要がありますか。	認定をご希望の場合、まずは事前相談をしていただきますので、一度ご来庁いただき、申請までの流れや必要な書類をご案内します。認定まで要する期間については、マンションの取組状況にもよりますが、事前相談から少なくとも半年程度は要します。事前相談後は、メールや電話でのやりとりが基本になりますので、認定されるまではご来庁の必要は原則としてございません。なお、事前相談から認定委員会までの間に、活動内容等を把握するため、現地を訪問させていただくことがありますので、その際は、ご案内等をお願いします。
3	申請の時期と認定の時期に定めはありますか。	認定までのスケジュールですが、次のとおりとなっております。 ①事前相談 ②申請書類の提出（認定委員会の開催月の4か月前） ③担当職員審査、認定委員会事前照会 ④申請書類受理 ⑤認定委員会（7月、11月に開催） ⑥認定（認定委員会の翌月） ⑦認定証授与式、認定証プレートの交付（認定の翌月） 認定は年度毎2回開かれる認定委員会に意見を聴いた上で行います。申請の時期ですが、希望の認定時期をお聞きした上で、個別に調整させていただいておりますので、まずは事前相談をお願いします。
4	地域組織と連携した複数のマンションが連名でソフト+（プラス）、ハード+（プラス）認定を申請できますか。	マンション単位での申請となるため、複数のマンションの連名での申請はできません。
5	マンション自治会の法人格がなくても認定を申請できますか。	マンション自治会は法人格がなくても、申請していただけます。
6	防災マニュアルの「マンションの概要」に記載する項目は決まっていますか。	「防災マニュアル」における「マンションの概要」は、マンションの基本情報として名称、住所、階数、構造、竣工年、住戸数などを記載していただくことを想定しています。
7	防災マニュアルの「災害基本情報」の想定震度に関して参考になる情報はありますか。	想定震度は、市のHP等で公開されているわいわい防災マップなどに掲載する各地震の想定震度を記載してください。
8	防災マニュアルを作成する上で見本はありますか？	防災マニュアルは、それぞれのマンションの特性に応じて作成する必要があることから、見本は作成していません。防災マニュアルの作成についてアドバイスを受ける必要があるときは、マンション防災アドバイザーの派遣をご検討ください。なお、住民ご自身にて防災マニュアルを作成する上で参考になる手引きを作成し、今後公開する予定です（令和8年度予定）。
9	飲料水、食料、トイレパックを各住戸での備蓄とする場合は、住民への啓発をするだけでなく、防災マニュアルに各住戸での備蓄数量の記載をする必要がありますか？	防災マニュアルには「飲料水等の備蓄品リスト」を掲載する必要がありますが、飲料水、食料、トイレパックを各住戸で備蓄する場合は、目安となる備蓄量を防災マニュアルに記載してください。
10	マンションが浸水想定区域に立地している場合、防災マニュアルに浸水対策を記載する必要がありますか。	敷地が浸水想定区域にかかる場合は、上階への避難など必要な浸水対策を検討し、防災マニュアルの「災害時の活動フロー」に記載をお願いします。また、ハード認定を合わせて取得する場合には、止水版の設置などハードの浸水対策に盛り込んだ内容を実施するための活動についても記載をお願いします。
11	浸水対策の認定基準について、内水が最大1.0m想定されている地域に立地していますが、敷地は1m以上盛土されており、道路より高い位置にある場合は浸水対策を検討する必要がありますでしょうか。	内水への浸水対策として盛土の高さを断面図等に記載してください。
12	防災資機材の写真は防災倉庫からそれぞれ中身を出して写真を撮る必要がありますか？	認定基準に掲げている防災資機材がわかる写真であれば、防災倉庫に格納した状態の写真でも構いません。

NO	質問	回答
13	マンホールトイレ等の認定基準に「既存のマンションの場合は、この限りでない」とありますが、既存マンションにはこの基準は適用されないという意味でしょうか。新築マンションにマンホールトイレを設置する場合、マンション居住者の数に応じて設置個数に決まりはありますか。	マンホールトイレ等の認定基準は、新築マンションのみの基準となります。なお、マンホールトイレは、災害時にマンション共用で使用できるトイレを確保することを目的とし、敷地内に最低1箇所以上設置することとしています。その仕様及び数はマンションの規模等に応じてご検討ください。
14	マンホールトイレ等の認定基準は、目隠し用のテントと便器を備えるだけでなく、排水管の上部に設置することが求められますか。	マンホールトイレ等の認定基準は、汚物を流すための水源（停電時及び断水時にも使用できるもの）、目隠し用のテント、別記及び下部の排水管を備えることが必要です。
15	マンホールトイレ等の認定基準に「ただし、市長が同等の性能を有すると認める設備を設置した場合は、この限りでない。」とありますが、同等の性能を有すると認める設備とは具体的にどんなものを想定していますか？	本基準は、災害時にマンション共用で使用できるトイレを確保することを目的としています。 同等の性能を有すると認める設備として、停電時かつ断水時に使用可能なトイレを集会室など共用部分に設ける場合が想定されます。
16	公開空地がある場合は地域の一時避難場所として評価できますか？評価のための条件があれば教えてください。	マンション敷地内に設置する地域の一時避難場所は、災害時、危険が差し迫った際、マンション周辺にお住まいの方が一時的に身の安全を確保できる位置への設置や規模が必要です。また、地震、火災、風水害などの様々な災害が想定されますが、水害が想定される場合は、想定浸水深より上部に設置することが必要です。これらの要件に該当する公開空地であれば一時避難場所としてみなされます。 なお、ハード+（プラス）認定における地域の一時避難場所にする場合は、あらかじめマンション周辺の自治会など地域の方々と運用方法などを協議していただく必要があり、その内容を申請時に確認させていただきます。
17	地域組織の定義にある「その他これらに類する組織」とはマンションを含んだ周辺の地域住民により形成された自治会町内会、その集合体である地区自治会町内会連合会及び各自治会町内会の防災組織である地域防災拠点運営委員会と解釈して良いでしょうか。	ソフト+（プラス）認定及びハード+（プラス）認定における地域組織については、ご質問いただいたマンションを含んだ周辺の地域住民により形成された自治会町内会、その集合体である地区自治会連合会及び各自治会町内会の防災組織である地域防災拠点運営委員会は、いずれもその対象になります。
18	地域交流活動について、マンション自治会が連合町内会に属し、連合町内会での祭りなど交流イベントを主催する場合は評価されますか？	ソフト+（プラス）認定における地域交流活動については、様々な活動を想定しています。ご質問にあるような交流イベントであれば評価の対象です。
19	地域との防災訓練について、マンション自治会が連合町内会に属し、連合町内会で防災訓練を実施する場合、評価されますか？	ハード+（プラス）認定における地域組織については、様々な形態があることを想定していますが、ご質問にある防災訓練であれば評価の対象です。
19	ソフト+（プラス）認定及びハード+（プラス）認定の取得は必須ですか？	地域との連携はプラス認定の要件ですが、プラス認定の取得は任意ですので、地域組織との連携の状況に応じてご検討ください。
20	防災アドバイザーは土日でも派遣してもらえますか？	派遣を希望されるマンション防災アドバイザーによっては土日でも派遣可能です。ホームページに掲載しているマンション防災アドバイザーのプロフィールに記載している派遣可能日をご確認ください。